

令和7年度「いわて環境塾」運営等業務

企画コンペ実施要領

令和7年3月
岩手県

この「企画コンペ実施要領（以下「実施要領」という。）」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度「いわて環境塾」運営等業務（以下「本業務」という。）」に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「令和7年度「いわて環境塾」運営等業務」一式

(2) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月20日（金）まで

(3) 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

(4) 見積限度額

4,918千円（税込）

2 参加者の資格要件等

参加者は、以下に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件の全てを満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合は、代表者を定めた上で企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、「3 企画コンペ手続等に関する事項」に定める参加届出書類を提出するものとする。

〔参加資格の要件〕

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 岩手県内に主たる営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定により再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定により更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされている場合を含む。）の規定による整理開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を決定するまでの間に、県からの受

- 注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 最近1年間において法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (10) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に關与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (11) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- (12) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当課

岩手県環境生活部環境生活企画室（岩手県庁 11 階）
 住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号
 電話：019-629-5329 / F A X：019-629-5334
 電子メールアドレス：AC0001@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】

- | | |
|------|---------------|
| 資料 1 | 企画コンペ実施要領（本書） |
| 資料 2 | 業務仕様書 |
| 資料 3 | 企画提案書作成要領 |
| 資料 4 | 企画提案審査要領 |

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ア 受付期間 令和7年3月26日（火）から4月8日（火）午後5時まで
- イ 受付場所 岩手県環境生活部環境生活企画室（連絡先は上記(1)を参照）
- ウ 提出方法 **【様式1-1】**「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メール又はF A Xにより提出すること。

エ 回答方法及び期日

全ての質問事項と回答事項を取りまとめて、令和7年4月11日（金）までに岩手県公式ウェブサイトに掲載する。

(4) 企画コンペ参加届出書類の提出

企画コンペに参加を希望する者は、参加届出書類を、下記により提出すること。

- ア 提出書類 下記のとおり。

【様式1-2】企画コンペ参加届出書

【添付資料】会社概要及び過去3年間の主な講習会等の実施実績 ※パンフレット等でも可

- イ 提出期限 令和7年4月15日（火）午後5時〔必着〕

- ウ 提出先 岩手県環境生活部環境生活企画室（住所等は上記(1)を参照）
- エ 提出方法 持参又は郵送による。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。
 - ・ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと（土曜日及び日曜日を除く）。

オ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。
- ・ 参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。
- ・ 参加資格の確認結果は、令和7年4月18日（金）までに書面で通知する。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

上記(4)により参加資格を認められた者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までの間に参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

- ・ 提出期限 令和7年4月24日（木）午後5時まで〔必着〕
 - ・ 提出場所 岩手県環境生活部環境生活企画室（住所等は上記(1)を参照）
 - ・ 提出方法 持参又は郵送による。
- 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと（土曜日及び日曜日を除く）。
- 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

イ 県は、説明を求められたときは、令和7年4月30日（水）までに、説明を求めた者に対し書面でその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

- ア 提出書類 資料3「企画提案書作成要領」で定める書類
- イ 提出期限 令和7年4月22日（火）午後5時〔必着〕
- ウ 提出先 岩手県環境生活部環境生活企画室（住所等は上記(1)を参照）
- エ 提出方法 持参又は郵送による。
- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと（土曜日及び日曜日を除く）。
 - ・ 郵送の場合は、二重封筒とし、中封筒に提出書類を密封し、外封筒に「企画提案書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて、期日までに必着のこと。

※ 提案は、1者につき1提案とし、複数提案を認めない。また、企画提案書等は、提出後の資料の追加、書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

※ その他、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(8) 企画提案の無効

下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて提出された提案
- ・ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- ・ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(9) 企画コンペ参加の辞退

企画コンペ参加届出書を提出した者は、企画コンペ参加を辞退しようとする場合は、【様式 1-3】「企画コンペ参加辞退届」を、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定める企画提案選考委員会の実施日の前日まで〔必着〕に、岩手県環境生活部環境生活企画室（住所等は上記(1)を参照）に持参又は郵送により提出すること。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 企画提案の審査

参加者の企画提案の審査は、資料 4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記 1 (4) の予算額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日時及び場所（予定） 令和 7 年 4 月下旬～5 月上旬、県庁周辺会議室

- ・ 日時及び場所については、参加者に対し別途、個別に通知する。

イ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオの使用を認めるが、追加資料等の提出は認めない。
- ・ プロジェクター等プレゼンテーションで使用する機材のセッティングを希望する場合は、事前に担当課に連絡するものとする。
- ・ プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書等の受付順とし、1 者当たりのプレゼンテーションの時間は、45 分（説明 30 分、質疑応答 15 分）以内とする。ただし、都合により、1 者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(3) 受託候補者の選定

ア プレゼンテーションを受けた後、企画提案選考委員会において各企画提案内容についての審査を行い、その審査結果に基づき、参加者に順位を付して県に報告する。

イ 県は、企画提案選考委員会からの報告を基に、受託候補者を決定し、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第 1 順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 留意事項

受託候補者との委託契約締結にあつては、企画提案内容を直ちに契約内容とするもの

ではなく、県と受託者候補者が提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

5 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。
- (3) 企画提案書等の位置付け
企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、上記4(4)に定める契約内容について、協議・調整を行い、仕様を確定のうえ、契約を締結するものとする。
- (4) 契約結果の公表
県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ウェブサイトに掲載する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は、返却しない。
 - ウ 提案内容に含まれる特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。
- (2) 企画コンペ参加に要する経費
企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。
- (3) その他
 - ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を講ずることがある。
 - イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。